

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【四半期会計期間】 第65期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）

【会社名】 中部飼料株式会社

【英訳名】 CHUBUSHIRYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平野 宏

【本店の所在の場所】 愛知県知多市北浜町14番地6

【電話番号】 0562 - 33 - 2102（代）

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 西村 広司

【最寄りの連絡場所】 愛知県知多市北浜町14番地6

【電話番号】 0562 - 33 - 2102（代）

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 西村 広司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第64期 第2四半期 連結累計期間	第65期 第2四半期 連結累計期間	第64期
会計期間		自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高	(百万円)	58,736	67,438	121,804
経常利益	(百万円)	879	1,029	2,085
四半期(当期)純利益	(百万円)	441	556	819
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	49	305	499
純資産額	(百万円)	31,856	31,749	31,814
総資産額	(百万円)	57,578	61,954	60,409
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	16.68	21.40	30.99
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	55.3	51.2	52.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	586	2,401	2,191
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,760	690	3,352
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,400	2,511	1,674
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	990	800	1,278

回次		第64期 第2四半期 連結会計期間	第65期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	8.61	13.71

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第64期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 第64期、第65期第2四半期連結累計期間及び第65期第2四半期連結会計期間の1株当たり四半期(当期)純利益の算定にあたっては、「従業員持株E S O P信託」の導入に伴い設定した持株会信託(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)が所有する当社株式を自己株式に加算しております。

5 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありませんが、飼料セグメントにおいて子会社3社、関連会社1社が増加しました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による厳しい状況から徐々に持ち直しの動きがみられます。しかしながら、欧州の財政不安による世界的な景気の停滞、円高の長期化、東京電力福島第一原発の事故による放射能汚染とこれに関連した風評被害の影響など懸念すべき問題も多く、企業を取り巻く環境は依然として不透明な状況となっております。

飼料業界におきましては、主原料のとうもろこし価格が、エタノール需要の増加見込みや低水準の在庫見通しにより需給のひっ迫懸念が強まり、6月10日に史上最高値を更新するなど、高値で推移しました。9月以降は世界的な景気後退懸念や全米の在庫報告が市場予想を上回ったことなどから値を下げておりますが、依然として高水準にあり、前年同四半期と比較して原材料価格は上昇しております。飼料メーカー各社は、4月及び7月に配合飼料価格の値上げをしたものの原材料価格も上昇しており、まだ東日本大震災の影響が残るなか、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、新たな市場開拓はもとより顧客の要望に合致した新製品の開発、積極的な販売活動の推進による売上拡大を図る一方、生産性向上、経費の削減などにより業績の向上に努めてまいりました。また、原材料の高騰に対応するため、独自の加工技術により、とうもろこしの使用比率を引き下げて糟糠類を多用した飼料の開発に成功し、拡販に貢献しました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高674億38百万円（前年同四半期比14.8%増）、営業利益9億73百万円（同8.2%増）、経常利益10億29百万円（同17.1%増）、四半期純利益5億56百万円（同26.0%増）となりました。

主力の畜水産飼料が平均販売価格、販売量ともに前年同四半期を上回ったことにより、売上高は、14.8%の増収となりました。経常利益は、減価償却費の増加やのれん償却額の発生などにより販売費及び一般管理費が増加したものの、畜水産飼料の販売量増加で吸収し、17.1%の増益となりました。四半期純利益は、前年同四半期に特別損失に計上した資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額がなくなったことなどにより、26.0%の増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(飼料)

東日本大震災の影響が残るなか、新規顧客獲得の増加により、畜水産飼料の販売量は前年同四半期比3.6%増と好調でありました。また、原材料価格の上昇を受けて飼料販売価格の値上げを行ったため、売上高は、前年同四半期比17.1%増の575億50百万円となりました。セグメント利益は、減価償却費が増加したものの、増収効果により前年同四半期比59.9%増の9億99百万円となりました。

(コンシューマー・プロダクツ)

自社開発の畜産物の取扱量増加及びペットフードの販売量増加により、売上高は、前年同四半期比2.4%増の70億38百万円となりました。売上高は増加したものの、原材料価格の高騰を販売価格に転嫁できなかったため、セグメント利益は、前年同四半期比50.4%減の94百万円となりました。

(不動産賃貸)

売上高は、横浜流通倉庫の賃貸契約終了により一時的に空室となったことから、前年同四半期比42.2%減の1億22百万円、セグメント利益は、前年同四半期比71.1%減の43百万円となりました。

(その他)

売上高は、前年同四半期比8.5%増の27億26百万円、セグメント利益は、前年同四半期比54.9%減の81百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、8億円となりました。当第2四半期連結累計期間における資金の減少は5億79百万円、新規連結に伴う資金の増加は1億1百万円でありました。

各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は24億1百万円(前年同四半期5億86百万円の資金獲得)となりました。主な資金獲得の要因は税金等調整前四半期純利益9億66百万円及び減価償却費12億29百万円の計上であります。一方、主な資金使用の要因は売上債権の増加19億80百万円、たな卸資産の増加6億95百万円、仕入債務の減少9億58百万円、法人税等の支払額3億80百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は6億90百万円(前年同四半期比10億70百万円減少)となりました。これは主に貸付金の回収による収入1億19百万円があったものの、固定資産の取得による支出7億50百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は25億11百万円(前年同四半期比11億11百万円増加)となりました。これは主に借入金の増加が純額で27億21百万円、配当金の支払額2億8百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月1日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、当社の経営にあたっては、飼料業界及び畜産業界における幅広いノウハウと豊富な経験ならびに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。これらの取組みは、本基本方針の実現に資するものと考えております。

(a) 当社経営基本方針

当社は、昭和24年の設立以来「顧客の要求を見つけだしこれを満たす」という社訓を原点に企業としての社会的責任を全うし、飼料を通じて食生活に潤いと安全・安心をお届けし、価値の創造、需要の掘り起こしを図っております。

(b) 当社経営基本方針を実現するための取組み

当社は、経営理念を具現化するため、下記に取組んでおります。

(ア) 顧客の要望（安全・安心）を満たす工場展開を推進する。

(イ) 自社工場の特性ある設備で特性ある製品の提供を行い顧客に貢献する。

(ウ) 顧客の多彩な要望に応える商品開発のため、研究技術力の向上を図る。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第61期定時株主総会において買収防衛策を導入し、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において株主の皆様への承認を受け、一部変更を加えた上で買収防衛策を継続いたしております。

(a) 買収防衛策導入の目的

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、買付に応じるべきか否かを、株主の皆様へ判断していただき、また当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが不可欠との結論に至りました。

(b) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、大規模買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様へ当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続です。その概要は以下のとおりです。

(ア) 対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為といたします。

(イ) 意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び意向表明書をご提出いただきます。

(ウ) 情報の提供

取締役会は、上記(イ)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供していただくべき必要かつ十分な情報のリストを交付します。

(エ) 当社の意見の通知・開示

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめます。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(オ) 株主意思の確認

取締役会が上記(エ)において大規模買付行為に対する対抗措置を取ることが相当であると判断した場合は、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を開催し、株主意思確認総会の決議の結果に従い、対抗措置を発動するか否かを決するものとします。

(c) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより株主の皆様を説得するにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を取ることがあります。当社が発動する対抗措置は、新株予約権の無償割当といたします。対抗措置を発動することの是非については、取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことができるものとします。

(d) 株主・投資家に与える影響

(ア) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(イ) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

(e) 有効期間、継続、廃止及び変更

買収防衛策の有効期間は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、継続（一部修正した上での継続を含む。）については別途平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において買収防衛策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において買収防衛策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

買収防衛策は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、買収防衛策は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において、継続することについて株主の皆様のご意思をお諮りしたこと、その内容として買収防衛策を発動する際には株主意思確認総会において是非を株主の皆様にご判断いただくとする合理的な客観的要件が設定されていることにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3億22百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,535,508	26,535,508	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	26,535,508	26,535,508		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		26,535		2,695		2,294

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,858	7.00
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,672	6.30
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,078	4.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,000	3.76
豊田通商株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号	945	3.56
平野殖産株式会社	名古屋市南区霞町35番地	893	3.36
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	815	3.07
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	754	2.84
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	752	2.83
東北グレーンターミナル株式会社	青森県八戸市大字河原木字海岸24番地4	679	2.56
計		10,449	39.38

(注)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)が所有する1,078千株には、「従業員持株ESOP信託」の導入のために設定した信託が所有する当社株式444千株が含まれております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 51,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,453,100	264,531	
単元未満株式	普通株式 30,708		
発行済株式総数	26,535,508		
総株主の議決権		264,531	

(注) 完全議決権株式(自己株式等)には、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式444,400株を含めておりません。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町 14番地6	51,700		51,700	0.19
計		51,700		51,700	0.19

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株(議決権10個)があります。
なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。
2 自己株式等には、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式444,400株を含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、名古屋監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,288	810
受取手形及び売掛金	24,107	26,052
商品及び製品	1,811	1,900
仕掛品	684	578
原材料及び貯蔵品	4,685	5,402
その他	2,087	2,314
貸倒引当金	350	403
流動資産合計	34,314	36,655
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,822	6,667
機械装置及び運搬具（純額）	4,716	4,494
工具、器具及び備品（純額）	652	667
土地	7,137	7,148
建設仮勘定	299	358
有形固定資産合計	19,628	19,336
無形固定資産		
のれん	-	213
その他	2,199	2,041
無形固定資産合計	2,199	2,255
投資その他の資産		
投資有価証券	2,118	1,756
長期貸付金	1,456	1,292
その他	1,348	1,354
貸倒引当金	656	695
投資その他の資産合計	4,267	3,708
固定資産合計	26,095	25,299
資産合計	60,409	61,954

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,036	9,083
短期借入金	8,900	11,700
1年内返済予定の長期借入金	1,179	983
未払法人税等	388	510
賞与引当金	332	426
役員賞与引当金	35	-
その他	2,491	2,587
流動負債合計	23,363	25,292
固定負債		
長期借入金	2,862	3,014
退職給付引当金	338	358
債務保証損失引当金	-	61
資産除去債務	159	159
負ののれん	218	174
その他	1,653	1,145
固定負債合計	5,232	4,913
負債合計	28,595	30,205
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,695	2,695
資本剰余金	2,353	2,353
利益剰余金	26,918	27,100
自己株式	314	310
株主資本合計	31,652	31,839
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	225	196
繰延ヘッジ損益	63	285
その他の包括利益累計額合計	161	89
純資産合計	31,814	31,749
負債純資産合計	60,409	61,954

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	58,736	67,438
売上原価	52,936	60,964
売上総利益	5,799	6,474
販売費及び一般管理費		
運賃	1,149	1,224
飼料価格安定基金負担金	1,216	1,240
賞与引当金繰入額	252	262
貸倒引当金繰入額	97	126
のれん償却額	-	62
その他	2,184	2,583
販売費及び一般管理費合計	4,899	5,500
営業利益	899	973
営業外収益		
受取利息	13	13
受取配当金	35	27
保管料収入	91	42
負ののれん償却額	44	44
持分法による投資利益	-	0
貸倒引当金戻入額	-	36
その他	59	53
営業外収益合計	245	217
営業外費用		
支払利息	52	52
貸倒引当金繰入額	122	-
債務保証損失引当金繰入額	-	61
保管料原価	80	35
その他	10	12
営業外費用合計	265	161
経常利益	879	1,029
特別利益		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券売却益	40	-
受取保険金	-	2
特別利益合計	40	3
特別損失		
固定資産除売却損	7	56
投資有価証券評価損	62	6
ゴルフ会員権評価損	0	3
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	137	-
特別損失合計	207	66
税金等調整前四半期純利益	712	966
法人税、住民税及び事業税	327	498
法人税等調整額	56	87
法人税等合計	270	410
少数株主損益調整前四半期純利益	441	556
四半期純利益	441	556

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	441	556
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	149	29
繰延ヘッジ損益	242	222
その他の包括利益合計	392	251
四半期包括利益	49	305
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	49	305
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	712	966
減価償却費	1,074	1,229
持分法による投資損益(は益)	-	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	137	-
のれん償却額	-	62
負ののれん償却額	44	44
賞与引当金の増減額(は減少)	54	93
役員賞与引当金の増減額(は減少)	59	35
退職給付引当金の増減額(は減少)	7	20
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	-	61
貸倒引当金の増減額(は減少)	219	90
受取利息及び受取配当金	49	40
支払利息	52	52
為替差損益(は益)	4	3
投資有価証券売却損益(は益)	40	-
投資有価証券評価損益(は益)	62	6
ゴルフ会員権評価損	0	3
固定資産除売却損益(は益)	7	55
売上債権の増減額(は増加)	951	1,980
たな卸資産の増減額(は増加)	254	695
仕入債務の増減額(は減少)	1,101	958
その他	482	900
小計	1,760	2,009
利息及び配当金の受取額	48	40
利息の支払額	55	52
法人税等の支払額	1,167	380
営業活動によるキャッシュ・フロー	586	2,401
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付けによる支出	79	22
貸付金の回収による収入	78	119
有価証券の取得による支出	310	50
有価証券の売却による収入	50	-
固定資産の取得による支出	1,508	750
固定資産の売却による収入	-	2
その他の支出	13	13
その他の収入	22	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,760	690

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,200	2,800
長期借入れによる収入	300	600
長期借入金の返済による支出	887	678
自己株式の取得による支出	0	30
自己株式の売却による収入	-	29
配当金の支払額	211	208
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,400	2,511
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	226	579
現金及び現金同等物の期首残高	764	1,278
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	101
現金及び現金同等物の四半期末残高	990	800

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、株式会社美濃部、北海三昭株式会社及び有限会社豊洋水産の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、株式会社大里畜産の重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

取引先及び従業員に対し、次のとおり保証しております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	畜産ローン	5 件	35 百万円	畜産ローン
得意先の金融機関借入保証	4	155	得意先の金融機関借入保証	5 100
従業員住宅ローン	1	1	従業員住宅ローン	1 1
得意先の畜産機械リース等 の支払保証	8	55	得意先の畜産機械リース等 の支払保証	5 42
計	18 件	247 百万円	計	15件 171 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び預金勘定	1,000 百万円	810 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	10	10
現金及び現金同等物	990 百万円	800 百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	211	8	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月1日 取締役会	普通株式	211	8	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	208	8	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金3百万円を含めておりません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月1日 取締役会	普通株式	208	8	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金3百万円を含めておりません。

(セグメント情報等)
 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飼料	コンシューマー・ プロダクツ	不動産 賃貸	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	49,140	6,871	212	56,224	2,511	58,736	-	58,736
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	231	0	-	231	65	296	296	-
計	49,371	6,871	212	56,455	2,577	59,033	296	58,736
セグメント利益	624	191	151	967	180	1,148	435	712

- (注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、畜産用機器等を含んでおります。
 2 セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 531百万円が含まれております。
 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飼料	コンシューマー・ プロダクツ	不動産 賃貸	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	57,550	7,038	122	64,711	2,726	67,438	-	67,438
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	287	0	-	287	10	298	298	-
計	57,838	7,038	122	64,999	2,737	67,737	298	67,438
セグメント利益	999	94	43	1,137	81	1,219	252	966

- (注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、畜産用機器等を含んでおります。
 2 セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 679百万円、金融収支463百万円が含まれております。
 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益	16円68銭	21円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	441	556
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	441	556
普通株式の期中平均株式数(株)	26,484,447	26,017,686

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

平成23年11月1日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 2億8百万円

1株当たりの金額 8円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月5日

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金3百万円を含めておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

中部飼料株式会社
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 中田 恵美
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大西 正己

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中部飼料株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中部飼料株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。